○国土交通省告示第八百九十二号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－453	発動発電機	ＤＣＡ－25ＵＳＩＥ	デンヨー㈱
3－454	発動発電機	ＤＣＡ－220ＬＳＩＥ	デンヨー㈱
3－455	電気溶接機	ＤＡＴ－300ＬＳＥ	デンヨー㈱
3－456	電気溶接機	ＤＬＷ－400ＬＳＷＥ	デンヨー㈱
3－457	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ－2000ＨⅡ－ＹＳ	三和機工㈱

○国土交通省告示第八百九十三号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

（別表）排出ガス対策型原動機

認定番号	原動機の名称及び型式	申請者
3－69	Ｖ1505－Ｋ３Ｃ	㈱クボタ

○国土交通省告示第八百九十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録を更新したので、同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十五年八月三十日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会

四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号

五　代表者の氏名　矢部　哲

六　検定を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番12号　東新ビル７階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目４番21号　魚町センタービル５階

○国土交通省告示第八百九十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十五年八月三十日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会

四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号

五　代表者の氏名　矢部　哲

六　検定を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番12号　東新ビル７階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目４番21号　魚町センタービル５階

○国土交通省告示第八百九十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十五年八月三十日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会

四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号

五　代表者の氏名　矢部　哲

六　検定を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番12号　東新ビル７階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目４番21号　魚町センタービル５階